

出席停止の基準

(今後変更になる可能性もあります)

2022.4.8 改訂

※下記の状況については必ず学校(保健室)へご連絡をお願いします

		事案	出席停止の期間
(1)	本人	① 感染が判明した	医師・保健所が指示する期間
		② 濃厚接触者と特定された	感染者との最終接触日の翌日から7日間(保健所に指示された期間) ※期間短縮については保健所の指示に従う
		③ 発熱・咳など風邪の症状がある	発熱・咳など風邪の症状がある 症状が出た日から、解熱剤等を服用せずに快癒すれば、その翌々日まで ※追記事項参照
		④ 検査を受けて陰性	検査を受けて陰性 医師の指示する期間
		⑤ 校内で感染者が発生した場合、感染者と接触があった生徒のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした	感染者と最後に飲食をした日の翌日から5日間 ※ただし、7日間は感染リスクの高い行動を控える
(2)	同居家族	同居家族に発熱・咳など明らかな風邪症状がある	同居家族に発熱・咳など明らかな風邪症状がある期間

基礎疾患があるなど重症化リスクの高い生徒は、登校について主治医等と十分に相談してください。登校すべきでない判断された場合、その期間は出席停止となります。何らかの症状が出た場合は軽い症状であっても早めに受診してください。

追記事項変更（2022.04.8）

（1）一③「本人に発熱・咳など風邪の症状がある」場合についての追記事項

アレルギー性の鼻炎や頭痛持ちであるなど、元々の体質や治療中の病気による症状とはっきりしている場合

→ 症状が重くない場合は登校しても構いません。

ただし「いつもより症状が重い」「発熱がある」など、少しでも風邪の疑いがある場合は登校しないでください。

また、登校しても症状の悪化や発熱がある場合は早退させます。

体温が平熱よりほんの少し高いだけで何の症状もない、あるいは元々体温変動が大きく普段から一時的な微熱が出やすいなどで、受診せずに自宅で様子を見ている場合

→ その日は休んでください。（出席停止）

解熱剤や風邪薬を服用せず当日のうちに解熱した場合、翌日は登校前に検温と体調チェックを確実に行った上で登校しても構いません。

就寝前まで微熱が続いていた場合は、翌朝解熱していても休んで経過を見てください。

ただし次の場合は従来の基準通り「解熱剤等を服用せずに快癒した翌々日まで」出席停止とします。

- ・微熱が2日以上続いている。
- ・微熱だけでなく何らかの症状があるなど、本人や保護者が「いつもの体調と違う」と感じる。
- ・市販の解熱剤や風邪薬等を服薬している。

※このような場合は受診してください。

風邪の症状で受診し、症状が治まった後も一定の期間服薬するよう医師に指示された場合

→ 登校については担当医の指示に従ってください。特に指示がなかった場合は発熱や症状が無くなって翌々日まで出席停止とします。